

# 育児休業等代替職員及び任期付短時間勤務職員登録試験案内

## 令和7年2月9日実施分

育児休業等代替職員及び任期付短時間勤務職員（学校事務等）の申込者に対して、下記のとおり登録試験を実施いたします。希望者は、登録試験を受験し、合格した場合に登録となります。

記

**ア 試験職種** 育児休業等代替職員及び任期付短時間勤務職員（学校事務等）

※ 令和7年1月24日（金）午後5時までに申込みをした方を対象とします。

**イ 試験の日時・会場**

① 日時：令和7年2月9日（日）

後日発行される受験票に記載の時間に集合してください。

② 会場：埼玉会館

さいたま市浦和区高砂 3-1-4

○ JR「浦和駅」下車 西口から徒歩約6分

③ 試験内容

| 試験種目 | 試験時間 | 試験内容   |
|------|------|--|
| 作文試験 | 60分  | 文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。 |

④ 携行品

- ・筆記用具（HB鉛筆又はHBシャープペンシル）
- ・時計（携帯電話等通信機能のあるものは不可）
- ・受験票（埼玉県電子申請・届出サービスからダウンロード）

令和7年1月31日（金）までに埼玉県電子申請・届出サービス上で受験票をPDF形式で発行します。各自ダウンロードして印刷の上、持参してください。

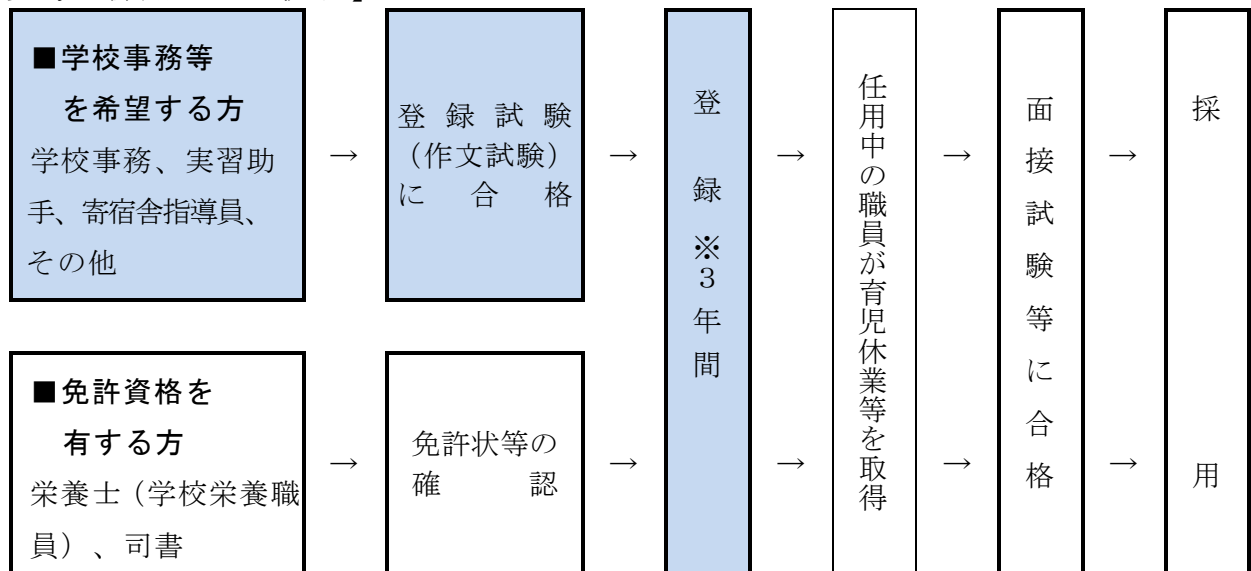
⑤ 受験に当たっての注意事項

- ・試験会場へは、原則として公共交通機関を利用の上、来場してください。
- ・会場内のゴミ箱は使用禁止です。ゴミは各自必ず自宅まで持ち帰ってください。

**ウ 選考結果の通知**

- ・令和7年2月21日（金）に、埼玉県電子申請・届出サービスにて受験者全員に通知をPDF形式で発行します。
- ・同日午前10時以降に教職員採用課のホームページに合格者の受験番号を掲載します。
- ・可否についての照会には応じられません。

## 【参考：採用までの流れ】



※ 育児休業等代替職員とは、育児休業を取得する職員又は配偶者同行休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。

※ 任期付短時間勤務職員とは、育児短時間勤務を行う職員の代替として勤務する職員です。

※ どちらの職員についても、登録試験に合格し、採用候補者名簿に登録されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地域等を考慮の上、面接試験等を実施し、その合格者を採用します。そのため、登録されても、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※ 採用された方の任期は職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、1回の任期は育児休業等代替職員で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり。）となります。

※ 一度登録された方は、登録の抹消を希望されない限り原則として3年間登録は継続されます。よって、1回の任期が終了しても、再び採用される場合があります。

## 【問合せ先】

埼玉県教育局市町村支援部 教職員採用課 採用試験担当

電話 048(830)6795

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

問合せ受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）



埼玉県のマスコット  
さいたまっち&コバトン